

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和56年1月から同年12月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年12月まで  
② 昭和58年1月から同年3月まで

昭和50年9月に国民年金に加入してから、61年4月に第3号被保険者になるまで保険料を納め続けたので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は昭和50年9月に国民年金に加入し保険料を納付しはじめ、結婚後の52年5月からは夫婦一緒に納付していることが確認できることから、その夫が56年1月及び同年2月の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の所持している年金手帳によると、夫が昭和56年3月に厚生年金保険に加入したことに伴い、同年3月に強制加入から任意加入への種別変更を適切に行っていることが確認できることから、同年3月から同年12月までの保険料は納付していたものと考えられる。

2 申立期間②については、任意加入期間であり、オンライン記録によると、当該期間の直前（昭和57年4月から同年12月まで）は保険料を前納制度により納付していることが確認できることから、引き続き同じ年度である当該期間が未納とされているのは不自然である。

3 これらの事実及びその他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 栃木国民年金 事案 933

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から同年12月まで  
申立期間について、国民年金に加入して保険料を納付していたことが、所持している年金手帳で確認できるのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿の、資格の取消及び喪失の欄を見ると、申立人の国民年金の資格取得日は、昭和44年9月11日、資格喪失日は43年6月4日、備考欄には取消と記載されていることが確認できることから、行政側の不適切な事務の取扱いにより、誤って国民年金の加入記録が取り消されてしまったと推認できる上、申立人が所持している国民年金手帳の検認記録から、申立期間について44年10月31日に保険料を納付したことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち昭和44年11月及び同年12月については、厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立人の所持する国民年金手帳により、保険料を重複して納付していることが確認できるが、当該保険料が還付された形跡はみられない。

これらの事実及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年11月及び同年12月は厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者とはなり得ない期間であることから、記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成6年7月から同年9月までは16万円、同年10月から7年4月までは17万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から7年5月1日まで  
ねんきん定期便の標準報酬月額の記録と、実際に受けていた給与額が大きく相違している。給与が下がった覚えは無いので正しい記録にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年7月から同年9月までは16万円、同年10月から7年4月までは17万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、いずれも9万8,000円に遡って減額訂正されている上、当該事業所の役員を含む申立人以外の10人についても、申立人と同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票の記載から、申立期間当時、保険料の滞納があり、納付計画について事業主自ら社会保険事務所（当時）において相談していたことが確認できる上、事業主は、保険料を滞納していたことを認めている。

さらに、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により役員ではなかったことが確認でき、事業主は、「当該訂正手続は、私が従業員に説明せずに行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間の標準報酬月額については、事業主が当初届け出たとおり平成6年7月から同年9月までは16万円、同年10月から7年4月までは17万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成6年3月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年3月から同年9月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月1日から7年10月1日まで  
② 平成8年10月1日から同年11月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、標準報酬月額の低い期間がある。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成6年3月1日から同年10月1日までの申立人のA社における標準報酬月額については、当初、24万円と記録されていたところ、同年8月26日付けで、同年3月1日まで遡って19万円に引き下げられていることが確認でき、申立人以外の31名の標準報酬月額の記録についても、申立人と同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、元同僚は、「当時、当該事業所の経営状況が悪化し、社会保険料を滞納していた。」と証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により役員でなかったこ

とが確認できるとともに、元同僚は、「申立人はB業務だった。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成6年3月から同年9月までの標準報酬月額については、事業主が当初届け出たとおり、24万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間①のうち、平成6年10月1日から7年10月1日までの期間の標準報酬月額については、定時決定（平成6年10月1日）において19万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらないことから社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えず、申立人の所持する給与支給明細書においても、当該期間については、定時決定における標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立人の平成8年10月の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散しており、事業主も他界しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 10 日から 39 年 8 月 24 日まで  
② 昭和 39 年 8 月 24 日から 40 年 9 月 9 日まで

年金請求時に申立期間については、脱退手当金を受け取った記録となっていると言われたが、脱退手当金について会社から説明を受けたことは無く、自分で手続もしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は昭和 40 年 12 月 21 日に支給決定されていることが確認できることから、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び被保険者名簿における氏名は、変更されていないことから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は同年 1 月 \* 日に婚姻し改姓していることから、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人及びその前後の女性 50 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格を満たしている被保険者は 21 名であり、脱退手当金の支給記録のあるものは、申立人以外に 5 名しか確認できず、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 29 日から 39 年 10 月 13 日まで  
② 昭和 39 年 10 月 13 日から 41 年 10 月 21 日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」確認のはがきが届いた。脱退手当金を受け取った記録となっているが、脱退手当金について会社から説明を受けたことは無く、自分で手続もしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①以前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、最初に勤務した事業所に係る未請求となっている51か月間の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間②に係る被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性は13名であり、そのうち資格喪失後6か月以内に脱退手当金が支払われているのは申立人を含めて5名であり、事業主による同手当金の代理請求があったとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間②資格喪失前後2年以内において資格喪失した元同僚28人のうち9人について照会したところ、「会社から脱退手当金に関する説明は無かった。」旨回答している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 26 日から 48 年 12 月 30 日まで  
60 歳少し前に社会保険事務所（当時）に相談に出向いた際に、脱退手当金が支給されていることを知り驚いたが、説明を受けてあきらめていた。  
今回、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきをもらった。脱退手当金はもらっていないので、もう一度調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、オンライン記録によると申立期間より前の被保険者期間について、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、その未請求期間については、36 か月と当該期間の被保険者期間より長期間である上、未請求期間の事業所に係る資格喪失日の約 7 か月後に、当該期間に係る事業所に再就職していることから、申立人が未請求期間の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 49 年 3 月 11 日に別の事業所に就職し、被保険者資格を再取得していることが確認できることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するのは不自然である。

さらに、申立期間直後の厚生年金保険被保険者期間については、申立期間と同一被保険者番号になるよう加入手続がとられていることから、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したのとして認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 17 日から 35 年 7 月 21 日まで  
② 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 12 月 2 日まで

私は脱退手当金の手続をしたことはなく、受け取った覚えも無いので、調査して申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所における被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年12月2日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給要件を満たす申立人以外の女性15名を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる被保険者はいない上、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②に係る被保険者資格喪失日から約2年4か月後の41年3月31日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は旧姓で管理されていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和39年に婚姻し、改姓しており、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と申立期間②の間の事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、当該未請求となっている被保険者期間は、申立期間①と同一の被保険者記号番号で管理されていることから、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然

である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 3 月 6 日まで  
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金保険加入記録」確認のはがきが届いた。脱退手当金を受け取った記録となっているが、脱退手当金について会社から説明を受けたことは無く、自分で手続もしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①以前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、オンライン記録によると申立人の申立期間②に係るA社における資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性は9名であるが、そのうち資格喪失後6か月以内に脱退手当金が支払われているのは申立人を含めて2名であることから、同手当金について、事業主が代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の当該事業所における資格喪失日の前後2年以内において資格喪失した元同僚は、「会社から脱退手当金に関する説明や代理請求は無かった。」旨回答している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録及び同社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和20年7月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月30日から21年6月1日まで

昭和16年4月1日にA社に入社してから22年5月に退職するまで、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の事業を継承しているD社が保管する社員カード、厚生年金保険被保険者台帳の記載内容及び複数の同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和20年7月12日に同社B事業所から同社C事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所に係る昭和20年5月の社会保険事務所(当時)の記録及びD社が保管する社員カードに記載された月俸の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は解散しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 12 月 1 日から 31 年 8 月 31 日まで  
② 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで

日本年金機構からの文書によると、申立期間について、脱退手当金を受け取ったことになっているが、受け取っていないし、当時、両親からも脱退手当金の話は一切無く、両親が自分の代わりに受け取ったことも無い。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が受給したとされる脱退手当金は、申立期間①より前の被保険者期間がその計算の基礎とはされておらず、未請求となっている。しかしながら、当該期間は最初の被保険者期間であり、失念するとは考え難い。

また、申立期間②に係るA社における申立人の資格喪失日である昭和 34 年 10 月 1 日の前後 2 年に資格喪失し、脱退手当金の支給記録のある者は申立人を含め 7 人であるところ、申立人以外の 6 人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある一方、申立人には「脱」の表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されたとは考え難い。

さらに、当該事業所の当時の工場長及び同僚は「当該事業所では、退職者に対して、脱退手当金の説明をしていない。」「会社が代理の手続もしていなかった。」としており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 10 月 8 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 8 日から 38 年 4 月 1 日まで

日本年金機構から、「年金記録に誤りがあり、A社での厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金支給期間が正しい記録となるため、今まで受給した年金の過払い分を5年遡り返納する必要がある。」と連絡があった。しかし、B社については、脱退手当金を請求した記憶はあるが、申立期間①のC社及び申立期間②のA社については受給した覚えが無い。申立期間について、脱退手当金を受給していない期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている被保険者期間に係る脱退手当金を支給するに当たっては、記号番号の統合を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②はそれぞれ異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、当該記号番号の統合が行われた形跡は確認できない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の4回の被保険者期間のうち1回の期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、当該未請求となっている期間と申立期間①は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、そのうちの一方の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成5年3月まで  
国民年金の保険料免除期間は、10年前まで遡って保険料を追納できるという案内が届いたので、市役所に追納とはどのようなものなのかを電話で確認し、市役所の窓口で納付した。また、納付書は平成7年から9年までの間に2回ほど送られてきて、1回につき21万から23万円、合わせて40万円ぐらい納付した記憶がある。申立期間が申請免除期間のままとされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年から9年までの間に2回ほど送付されてきた納付書で、合わせて40万円ぐらいの保険料を市役所で追納したと主張しているが、市役所では国庫金である保険料の追納を取り扱うことはできないとしている上、申立人が納付したとする保険料額と実際に追納すべき保険料額(60万円以上)とは大きく相違することから、申立人のその主張とは一致しない。

また、申請免除期間の保険料を追納する場合、社会保険事務所(当時)に追納の申出を行い、直接、社会保険事務所で納付するか、社会保険事務所が作成した納付書により、金融機関で納付することとされているが、申立人が社会保険事務所に追納の申出を行った形跡は見当たらないことから、社会保険事務所が申立期間に係る追納の納付書を作成及び送付することはなかったとみられる。

さらに、申立人が、保険料を追納したとする当該市役所の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれについても、申立期間に係る保険料を納付した形跡はうかがえない。

加えて、申立期間の免除期間を追納したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断



すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年2月まで  
住民票を異動せず実家を離れ学生であった20歳当時、住民票を異動したところ、国民年金保険料の納付書が自宅に届いたので、母親に相談し、未納であった11か月分の保険料として14万円を郵便局の私の口座へ送金してもらい、それで申立期間の保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、居住していたとするA市の自宅に国民年金の納付書が届いたので、実家の母親に相談し、申立期間に係る14万円の保険料を郵便局の自分の口座へ入金をしてもらい、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人は納付書の発行元や保険料の納付場所、納付時期等についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、基礎年金番号制度が導入され保険料の収納事務の電算化が図られた平成9年1月以降の期間であることから、年金記録における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない期間である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 31 日から 47 年 11 月 1 日まで  
昭和 42 年 4 月から 55 年 5 月まで A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の事業主の証言等から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 46 年 5 月 31 日から 47 年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、当該事業所は既に廃業しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除の状況についての確認ができない。

さらに、当時の事業主は、「当該事業所は、申立期間について厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

加えて、複数の元同僚から聴取しても、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

A社を退職したときは、自分で脱退手当金の手続をしたが、その後勤めたB社を退職した際は、その手続をしておらず、受け取った覚えも無いので、調査して厚生年金保険の期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間とその後の申立期間とは、オンライン記録上、脱退手当金を合算して支給したとされているところ、オンライン記録上の脱退手当金の支給額と申立人が受給したとする脱退手当金の額はおおむね一致する。

また、申立人が脱退手当金の受給を認めている期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の資格喪失日から前後2年間に資格喪失した女性を調査すると、当該事業所を退職後に脱退手当金の受給記録がある者には全て脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が確認できるが、申立人には当該表示が無いことから、申立人が受給した脱退手当金は、受給を認めている期間についてのみの脱退手当金とは考え難い。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和43年4月1日）から約5か月後の昭和43年9月4日に支給決定されており、被保険者原票には「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 1 日から 22 年 5 月 24 日まで

日本年金機構から届いた脱退手当金に関するはがきによると、A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間について脱退手当金を受給した記録になっているが、私は受給した記憶は無いので、受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳には、「脱退手当金」の表示がある上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和22年5月24日）から約2か月後の昭和22年7月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、厚生年金保険被保険者台帳によると、A社B事業所において、昭和22年5月24日またはその翌日に被保険者資格を喪失した者43人（申立人を含む）のうち40人について脱退手当金の支給記録が確認でき、同社の事業がC省（当時）に移管されるに当たり、事業主が脱退手当金について代理請求を行った可能性がうかがわれる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 15 日から 41 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 3 月 8 日から 44 年 1 月 1 日まで

日本年金機構から、脱退手当金の受け取りについて、確認のはがきが届いた。しかし、脱退手当金計算の基礎に最初に勤務した 2 事業所が抜けている上、そもそも、受け取った記憶が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 44 年 1 月 1 日）から約 2 か月後の昭和 44 年 2 月 21 日に支給決定されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 44 年 1 月 1 日の前後 2 年程度以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす女性 19 人の脱退手当金の支給状況を確認したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる申立人を含む 6 人のうち、4 人が資格喪失日から約 3 か月以内に支給決定されていること、前述の 6 人中、申立人以外で連絡がとれた 3 人のうち 2 人は、脱退手当金について、「会社が代理で手続してくれた。」と証言していることを踏まえると、当時、当該事業所では、脱退手当金の請求手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から41年8月16日まで  
日本年金機構から届いた脱退手当金に関するはがきによると、申立期間の脱退手当金を受け取ったことになっているが、育児のために退職しただけなので、脱退手当金の手続をとった覚えも無いし、受け取った覚えも無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和41年8月16日）から約7か月後の昭和42年3月7日に支給決定されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。